

調整方針修正案(健康福祉小委員会分/未提案32項目中32項目)

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										方針 時期
	細項目										
1	17 福祉	01 組織機構 02 福祉センター 02 使用料	統合 (同一内容)	1 各施設の使用料については現行のまま引き継ぐこととするが、減免規定等は新市において1年程度の経過措置をもって調整する。	同左	同左			健康福祉	19	
	01 組織機構				同左						
	02 福祉センター										
	02 使用料										
2	17 福祉	02 民生・児童委員等の状況 01 民生・児童委員等 01 民生委員・児童委員活動補助	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	20	
	02 民生・児童委員等の状況				同左						
	01 民生・児童委員等										
	01 民生委員・児童委員活動補助										
3	17 福祉	03 障害児(者)福祉の状況 03 障害児(者)福祉施設措置 02 療育施設	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-07	
	03 障害児(者)福祉の状況				同左						
	03 障害児(者)福祉施設措置										
	02 療育施設										
4	17 福祉	03 障害児(者)福祉の状況 06 障害児(者)福祉手当・医療 06 重度心身障害児介護見舞金	統合 (一本化)	1 実施市町村は現行の制度を存続し、新市において1年程度の経過措置をもって実施事業の調整を図る。	同左	1 実施町は現行の制度を存続し、新市において1年程度の経過措置をもって実施事業の調整を図る。	1の記述中、「実施市町村」を「実施町」に修正	鶴居村離脱による修正と合わせ、釧路市においては事業が実施されていないことを明確にするため	健康福祉	25-07	
	03 障害児(者)福祉の状況				同左						
	06 障害児(者)福祉手当・医療										
	06 重度心身障害児介護見舞金										
5	17 福祉	03 障害児(者)福祉の状況 06 障害児(者)福祉手当・医療 07 重度心身障害者医療助成	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。	同左	1 釧路市・白糠町の制度に一本化する。ただし、地域の特殊性に配慮し、経過措置3年程度で段階的に音別町の現行制度を調整する。	調整時期の「合併時」を「一部経過措置」に修正  1の記述を修正	とも、北海道医療給付事業の見直しに伴い、釧路市と同様の取扱いとなった白糠町を併記するとともに、医療費助成(拡大分)と同様の取扱いとした音別町の経過措置を明記したことによる	健康福祉	25-07	
	03 障害児(者)福祉の状況				一部経過措置						
	06 障害児(者)福祉手当・医療										
	07 重度心身障害者医療助成										

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目									時期	時期
	細項目										
6	17 福祉	統合 (一本化)  経過措置 1年程度	1 実施市町村は現行の制度を存続し、新市において1年程度の経過措置をもって実施事業の調整を図る。	同左	1 実施市町は現行の制度を存続し、新市において1年程度の経過措置をもって実施事業の調整を図る。	1の記述中、「実施市町村」を「実施市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-07		
	03 障害児(者)福祉の状況			同左							
	06 障害児(者)福祉手当・医療										
	09 その他の障害児(者)手当・医療										
7	17 福祉	統合 (同一内容)  合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況			同左							
	03 高齢者福祉施設措置										
	01 特別養護老人ホーム										
8	17 福祉	再編  経過措置 1年程度	1 それぞれの組織への支援については、これまでの経過を尊重し、新市において新しい基準を決めることとする。(連合会・支部的組織)	同左	同左			健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況			同左							
	05 高齢者福祉事業										
	01 老人クラブ活動支援										
9	17 福祉	再編  合併時・一部 経過措置	1 生きがい対策(外出機会の促進)事業として位置づけ、合併時までに再編するものとする。 (1)支給対象年齢 70歳以上 所得制限 本人非課税 助成額 6,000円 (2)基本的にはバス助成を原則とするが、地域の実情によりタクシーの選択も可とする調整を図る。  2 老人入浴費助成との選択制を調整する。 施設 山花リフレ・赤いベレー・グリーンパーク・たいと  3 所得制限が無く、ガソリン補助も選択できる釧路町の助成制度の経過措置については、合併時までに検討する。	同左	1 生きがい対策(外出機会の促進)事業として位置づけ、合併時までに再編するものとする。 (1)支給対象年齢 70歳以上 所得制限 本人非課税 助成額 6,000円 (2)基本的にはバス助成を原則とするが、地域の実情によりタクシーの選択も可とする調整を図る。  2 老人入浴費助成との選択制を調整する。 施設 山花リフレ・赤いベレー	調整時期の「合併時・一部経過措置」を「合併時」に修正  2の記述中、「グリーンパーク・たいと」を削除  3の記述を削除	については、釧路町離脱により、経過措置をもって調整すべき釧路町の助成制度が無くなるため  については、鶴居村離脱による	健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況			合併時							
	05 高齢者福祉事業										
	06 高齢者バス利用助成										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
10	17 福祉	再編	1 生きがい対策(外出機会の促進)事業として位置づけ、合併時までに再編するものとする。 (1)支給対象年齢 70歳以上 所得制限 本人非課税 助成額 6,000円 (2)施設 山花リフレ・赤いベレー・グリーンパーク・たいと  2 高齢者バス利用助成との選択性を調整する。  3 阿寒町地区で「赤いベレー」を選択する場合は、現行入浴助成(上限 9,600円)を継続することとし、経過措置の期間は合併時までに検討する。	同左	1 生きがい対策(外出機会の促進)事業として位置づけ、合併時までに再編するものとする。 (1)支給対象年齢 70歳以上 所得制限 本人非課税 助成額 6,000円 (2)施設 山花リフレ・赤いベレー  2 高齢者バス利用助成との選択性を調整する。  3 阿寒町地区で「赤いベレー」を選択する場合は、現行入浴助成(上限 9,600円)を継続することとし、経過措置の期間は合併時までに検討する。	調整時期の「合併時・一部経過措置」を「一部経過措置」に修正  1(2)の記述中、「グリーンパーク・たいと」を削除	については、調整時期が混在する同様の他項目と表記を統一するため  については、鶴居村離脱による	健康福祉	25-08		
	04 介護高齢者福祉の状況	合併時・一部経過措置		一部経過措置							
	05 高齢者福祉事業										
	09 老人入浴費助成										
11	17 福祉	再編	1 合議体、審査会開催日、開催方法及び委員構成等について、新市の広域化に対応した調整を図る。	統合(一本化)	1 新市として介護認定審査会を設置するとともに、審査会開催日、開催方法及び委員構成等について調整を図る。	調整方針の「再編」を「統合(一本化)」に修正  1の記述を修正	については、介護認定審査会の共同設置の廃止により、各市町で運営を規定する条例規則等を新市で一本化するため  については、新市の審査会の設置により共同設置の審査会(合議体)が必要なくなるとともに、認定審査は公平、中立を重視して実施していることから、地域性を勘案する要素はないため	健康福祉	23-02		
	04 介護高齢者福祉の状況	合併時		同左							
	08 介護保険事業										
	06 介護認定審査会										
12	17 福祉	統合(一本化)	1 釧路市の基幹型在宅介護支援センターを核に推進体制を引き継ぐ。	同左	同左			健康福祉	23-02		
	04 介護高齢者福祉の状況	合併時		同左							
	08 介護保険事業										
	11 介護支援専門員の支援及び指導										
13	17 福祉	統合(同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐこととするが、現状において児童館・児童クラブのない地域への建設・設立について検討する必要がある。	同左	同左			健康福祉	25-09		
	05 児童福祉の状況	合併時		同左							
	03 児童福祉施設措置										
	02 児童館										

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容				
	小項目								
	細項目								
14	17 福祉	調整猶予	1 実施市町村は現行の制度を存続し、新市において調整を図る。	同左	1 音別町は現行の制度を存続し、新市において調整を図る。	1の記述中、「実施市町村」を「音別町」に修正	鶴居村離脱により、現行の制度を存続するのは音別町のみとなるため	健康福祉	25-09
	05 児童福祉の状況	猶予期間 3年程度		同左					
	06 児童福祉手当・医療								
	01 出産祝金								
15	17 福祉	統合 (一本化)	1 地域の特殊性に配慮しながら、段階的に単独実施町村の現行制度(共通分)及び道の補助制度を基準に調整する。	同左	1 北海道の助成制度及び4市町共通の助成制度に一本化する。ただし、地域の特殊性に配慮し、経過措置3年程度で段階的に白糠町、音別町の現行制度(拡大分)を調整する。	調整時期の「合併時」を「一部経過措置」に修正  1の記述を修正	とも、医療費助成(拡大分)を適用している白糠町・音別町の経過措置を明記するなど調整内容の表現を精査したことによる	健康福祉	25-10
	05 児童福祉の状況	合併時		一部経過 措置					
	06 児童福祉手当・医療								
	04 医療費助成(拡大分)								
16	17 福祉	調整猶予	1 実施市町村は現行の制度を存続し、新市において実施事業の調整を図る。	同左	1 阿寒町は現行の制度を存続し、新市において実施事業の調整を図る。	1の記述中、「実施市町村」を「阿寒町」に修正	鶴居村離脱により、現行の制度を存続するのは阿寒町のみとなるため	健康福祉	25-12
	06 母(父)子福祉の状況	猶予期間 1年程度		同左					
	02 母(父)子福祉事業								
	04 その他の母(父)子福祉								
17	17 福祉	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	統合 (一本化)	1 釧路市・白糠町の制度に一本化する。ただし、地域の特殊性に配慮し、経過措置3年程度で段階的に音別町の現行制度を調整する。	調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」、調整時期の「合併時」を「一部経過措置」に修正  1の記述を修正	とも、北海道医療給付事業の見直しに伴い、釧路市と同様の取扱いとなった白糠町を併記するとともに、医療費助成(拡大分)と同様の取扱いとした音別町の経過措置を明記したことによる	健康福祉	25-12
	06 母(父)子福祉の状況	合併時		一部経過 措置					
	03 母(父)子福祉手当・医療								
	03 母子家庭等医療助成								
18	17 福祉	統合 (同一内容)	1 釧路戦没者追悼式については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 町村単位で実施されている追悼式等については、新市においても現行どおり実施する方向で調整を図る。	同左	1 釧路戦没者追悼式については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 町単位で実施されている追悼式等については、新市においても現行どおり実施する方向で調整を図る。	2の記述中、「町村単位」を「町単位」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-12
	10 その他社会福祉事業の状況	合併時		同左					
	01 その他社会福祉事業								
	01 平和記念								

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目		方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容				
	小項目									
	細項目									
19	17 福祉	統合 (同一内容)  経過措置 1年程度	1 それぞれの組織への支援を継続し、新市において1年程度の経過措置をもって各組織のこれまでの経過を尊重した新しい基準を定める。	同左	同左			健康福祉	25-12	
	10 その他社会福祉事業の状況			同左						
	01 その他社会福祉事業									
	07 遺族会補助									
20	17 福祉	統合 (同一内容)  合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐが、補助金については新市で調整を図る。	同左	同左			健康福祉	18	
	11 社会福祉団体の状況			同左						
	01 社会福祉団体									
	02 その他社会福祉団体									
21	17 福祉	再編	1 それぞれの組織の実情と歴史を尊重しながら、統合にむけて各社会福祉協議会の調整が必要。 前提条件は下記のとおり (1)法人は一つになることが望ましい。	同左	同左			健康福祉	18	
	11 社会福祉団体の状況									
	02 社会福祉活動団体									
	01 社会福祉協議会									
22	17 福祉	調整猶予  猶予期間 1年程度	1 実施市町村は現行の業務委託を継続し、新市において社会福祉協議会と委託業務内容の協議調整を図る。	同左	1 実施市町は現行の業務委託を継続し、新市において社会福祉協議会と委託業務内容の協議調整を図る。	1の記述中、「実施市町村」を「実施市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-12	
	11 社会福祉団体の状況			同左						
	02 社会福祉活動団体									
	02 社会福祉協議会委託									
23	17 福祉	統合 (同一内容)  合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐが、補助金については新市で調整を図る。	同左	同左			健康福祉	18	
	11 社会福祉団体の状況			同左						
	02 社会福祉活動団体									
	04 その他の社会福祉活動団体									

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目									時期
	細項目									
24	19 保健医療	再編	1 当面現行の健康診査を実施し、各種健診の開催方法、内容等については、専門的要素を含むことから今後各市町村の保健師、栄養士等での調整協議する機会が必要と思われる。 2 集団診査及び個別診査の両方受診できる体制が必要。	同左	1 当面現行の健康診査を実施し、各種健診の開催方法、内容等については、専門的要素を含むことから今後各市町村の保健師、栄養士等での調整協議する機会が必要と思われる。 2 集団診査及び個別診査の両方受診できる体制が必要。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-10	
	03 保健関係施策の状況	経過措置 1年程度		同左						
	02 母子保健									
	02 乳幼児健康診査									
25	19 保健医療	統合 (同一内容)	1 現行の市町村の制度を存続させ、新市において1年程度の経過措置をもって対象範囲、実施方法及び支払方法の調整を図る。	同左	1 現行の市町の制度を存続させ、新市において1年程度の経過措置をもって対象範囲、実施方法及び支払方法の調整を図る。	1の記述中、「市町村」を「市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-10	
	03 保健関係施策の状況	経過措置 1年程度		同左						
	02 母子保健									
	03 母子保健指導									
26	19 保健医療	統合 (同一内容)	1 現行の市町村の制度を存続させ、新市において1年程度の経過措置をもって実施事業及び対象者を調整する。 2 定期的育児相談の他に随時相談を受けられる体制の整備を図る。	同左	1 現行の市町の制度を存続させ、新市において1年程度の経過措置をもって実施事業及び対象者を調整する。 2 定期的育児相談の他に随時相談を受けられる体制の整備を図る。	1の記述中、「市町村」を「市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-10	
	03 保健関係施策の状況	経過措置 1年程度		同左						
	02 母子保健									
	04 育児相談									
27	19 保健医療	統合 (同一内容)	1 現行の市町村の事業を存続し、新市において1年程度の経過措置をもって取り組み事業の調整を図る。	同左	1 現行の市町の事業を存続し、新市において1年程度の経過措置をもって取り組み事業の調整を図る。	1の記述中、「市町村」を「市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-10	
	03 保健関係施策の状況	経過措置 1年程度		同左						
	02 母子保健									
	05 母子健康教室									
28	19 保健医療	その他	1 妊婦一般健康診査の検査項目に含まれていることから、[19-03-02-01]「妊婦健康診査」の項目に含めて整理する。	同左	1 貧血検査は妊婦一般健康診査の検査項目に含まれていることから、[19-03-02-01]「妊婦健康診査」の項目に含めて整理する。 なお、風疹抗体検査は4市町とも実施していない。	1の記述を修正	貧血検査は助成対象となる妊婦一般健康診査に含まれるが、風疹抗体検査は実施していないため	健康福祉	25-10	
	03 保健関係施策の状況									
	02 母子保健									
	06 貧血・風疹抗体検査									

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目									時期
	細項目									
29	19 保健医療	再編	1 実施市町村は地域の特性を生かし現行の制度を存続させ、新市において取り組み事業の拡大・充実を図る。 2 市町村により所管が福祉と保健分野に分かれていることから、新市において調整を図る。	同左	1 実施市町は地域の特性を生かし現行の制度を存続させ、新市において取り組み事業の拡大・充実を図る。 2 市町により所管が福祉と保健分野に分かれていることから、新市において調整を図る。	1の記述中、「実施市町村」を「実施市町」に修正  2の記述中、「市町村」を「市町」に修正	とも、鶴居村離脱による	健康福祉	25-10	
	03 保健関係施策の状況	経過措置 1年程度		同左						
	02 母子保健									
	07 その他の母子保健									
30	19 保健医療	調整猶予	1 各市町村現行の制度を存続し、新市において使用システムの調整を図る。	同左	1 各市町現行の制度を存続し、新市において使用システムの調整を図る。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-10	
	03 保健関係施策の状況	猶予期間 2年程度		同左						
	03 成人保健等									
	13 健康管理システム									
31	19 保健医療	調整猶予	1 各市町村現行の制度を存続し、新市において健康管理システム整備の統一に合わせて調整を図る。	同左	1 各市町現行の制度を存続し、新市において健康管理システム整備の統一に合わせて調整を図る。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	健康福祉	25-10	
	03 保健関係施策の状況	猶予期間 2年程度		同左						
	03 成人保健等									
	14 健康度評価事業									
32	19 保健医療	統合 (一本化)	1 統合・一本化(釧路市)を図るが、当分の間は現行のまま移行する。釧路市の制度で新市へ引き継ぐ。(釧路地方腎友会に補助 行政50% 自己負担50%)・	同左	1 釧路市の制度(釧路地方腎友会に補助:行政50%、自己負担50%)で一本化を図るが、当分の間は現行のままとする。	1の記述を修正	新市で一本化する釧路市の事業を明確に表現するため	健康福祉	25-10	
	03 保健関係施策の状況									
	03 成人保健等									
	15 人工透析患者通院交通費助成									